

令和5年度第4回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和5年7月10日(月)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 16番 富田行博委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員
欠席農業委員	2番 泉新一委員 5番 大太勇三委員
出席推進委員	廣東宣明委員 影嶋六郎委員 能登路幸輝委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島通政委員 大塚清徳委員 小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 福島公明委員 池口稔委員 田中英省委員 長澤誠委員
事務局	日浦事務局長 妹尾係長 石田主任 馬野主事
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第4回農業委員会総会を開きます。

この度、改選がありまして、今までの委員の最後の総会ということになりました。、私も3年間会長ということでコロナに始まりコロナに終わるということになりましたけれども、皆さんのおかげで終了することができました。この後まだ審議事項がありますので、色々審議していただきたいと思います。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号3番の井田委員と議席番号4番の岩佐委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、泉委員、大太委員です。審

議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（馬野主事）

別紙の5ページ目の第5条36番のその他のところの土地売買価格ですが、別紙のとおり差し替え訂正をお願いします。

議長（田邊会長）

それでは審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号12の淀江町稲吉から5ページ、番号17の兼久及び日原について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号12番淀江町稲吉の議案について説明いたします。稲吉集落北にあります畑1筆172平方メートルの農地をこの度合意され贈与されるものです。

番号13番及び14番葭津の議案について説明いたします。崎津漁港近くにありますが畑2筆1,255平方メートルの農地をこの度合意され親族間で売買及び贈与されるものです。

番号15番今在家の議案について説明いたします。山陰道近くの畑1筆247平方メートルの農地をこの度合意され兄弟間で贈与されるものです。

番号16番の河崎の議案について説明いたします。河崎口駅西にあります畑1筆621平方メートルの農地を農地近くの家屋を取得され

た譲受人とこの度合意され売買されるものです。

番号17番の兼久及び日原の議案について説明いたします。尚徳中学校付近にあります田4筆、畑5筆、計6,014平方メートルの農地をこの度合意され売買されるものです

3条許可案件は、以上6件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（田邊会長）

番号12の淀江町稲吉について、担当委員さんから補足があればお願いします。

田中推進委員

番号12の補足説明をさせていただきます。6月29日に現地調査を富田委員と共に行ないました。現況は農道のわきのウナギの寝床のように細長い畑地となっております。右側の水田の出入口も兼ねているような状況でして、畑地として問題はないと思いますし、特段、許可についても問題ないと考えますのでよろしく願いしたいと思います。

議長（田邊会長）

番号13から14の葭津について、担当委員さんから補足があればお願いします。

松本推進委員

現地調査については、6月22日、角委員と私で行いました。ご覧のように周りを住宅で囲まれている農地です。譲受人は、13番については甥にあたり、14番は息子、長男です。大阪に単身赴任で行っていましたが、昨年米子に帰り、このような申請をしております。13番につきましては、所有者は遠方に住んでおり、静岡県浜松市に在住のおじさんで以前から近くの親戚の兄弟や遺族の者が保全管理をしておりました。樹木も数本以前は植えてありましたが今は3本しかありません。14番につきましては母親からの贈与であります。どちらもこれから家庭菜園をすることです。許可については問題ないと考えます。よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

番号15の今在家について、担当委員さんから補足があればお願いします。

能登路推進委員

7月1日に私が現地調査を行ないました。譲渡人と譲受人は兄弟でありまして、譲渡人の弟は埼玉県に住んでおり、地元の兄が管理を今までしていました。この度、弟が地元の兄に無償で譲渡するというので、問題ないと考えます。よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

番号16の河崎について、担当委員さんから補足があればお願いします。

山中推進委員

元々私の分家の土地でして、娘が二人とも嫁に行ってしまう、本人も病気で農地の管理は自分がしていましたけど、買受人がほしいと

ということで、以前は下限面積の制限でだめでしたが、それもなくなったということです。使用人が一人おりまして、耕作するということが問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

番号17の兼久と日原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

大塚推進委員

現地調査を田子委員と私で7月5日に行いました。譲渡人は以前、農地相談に来られた方で、兼久に住んでいたそうですが、その後、大阪に出られて、土地を処分したいと考えておられたそうです。譲受人は購入後、周りの同意が得られれば果樹を植えたいと考えておられるようです。問題ないと考えますのでよろしくをお願いします。

岩佐農業委員

日原について説明します。小林推進委員と私が6月27日に現地確認を行ないました。場所は尚徳中のプール横の畑で、果樹を植え、畑として利用するという事です。問題ないと考えますのでよろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、6ページをお願いします。農地法関係事務処理要領の第4の7の(3)のエの(イ)の規定により、農地転用事業計画変更申請に対する意見を具申したいので審議を求めます。事務局から説明してください。

事務局（馬野主事）

先に事務局より事業計画変更申請1番について、説明いたします。詳細は議案のとおりです。本申請地は、淀江町佐陀の国道431号沿道に申請者が物流センターを建設する目的で、令和3年4月14日付で転用許可を受けておりましたが、このたび、新型コロナウイルスをはじめとする社会情勢の変化、物流業務の需要増加や物流システムの変化に伴い、建物規模を拡大するため事業計画変更申請に至ったものです。建物規模が鉄骨2階建から4階建に拡大することにより、建築面積、高さに変更が生じており、建築面積は5,946平方メートルから8,479.31平方メートル、建物の高さは9.6メートルから25メートルになります。建物の位置と高さにつきましては、資料1～資料3のとおりです。建物が高くなることから、耕作物に対する日照の影響が考えられます。申請者が作成した資料4の日影図をご覧ください。図の真ん中の青く囲んだ部分が今回建設予定の申請建物です。図におきまして申請建物の上側が、東西南北で言いますと東、下側が西になります。申請建物の東西に午前8時～午後4時まで、30分ごとに日影ができる線が描いてあります。そのうち東側は申請地や譲渡人の農地になります。一番日影の面積が大きくなるのは、この図に従いますと、赤色で囲んだ春分・秋分の日の午前8時になります。西側の農地の所有者、耕作者については1名の方を除き同意書を頂いております。日照の影響による米の収穫量の減少については誠意をもって補償する旨の書面が出ております。また、事業活動に起因して日照不足以外の原因で耕作物への影響が生じた場合も同様に誠意をもって対応する旨の書面が出ております。なお、日照の影響、補償についての資料については、事前に県と協議を重ねております。以上が事務局からの説明です。被害防除計画等につきましては、引き続き、担当委員様からご説明されます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

担当委員さんから説明をお願いします。

長澤推進委員

説明いたします。事業計画、被害防除計画については、令和3年1月総会で説明したものからほぼ変更ございませんが、建物の配置と二階建てから四階建てになったことで設計図面が変更されています。転用目的は物流センターを計画したものです。7月6日に富田委員と現地調査を行ないました。最大130センチの盛り土造成が完了済みです。隣地境界に80～200センチのL型擁壁を設置済みです。雨水は敷地内を通り新設道路に流れるよう勾配をとり、西側農業用排水路へ流す計画で問題はありません。汚水の排水については、整備工場からの排水は油水分離槽で処理、その他の排水は合併浄化槽で処理して敷地内を通り新設道路から、西側農業用排水路へ流す計画で問題はありません。排水路に関しては、1年に1回定期清掃を行なうよう、箕蚊屋土地改良区と念書が交わされております。申請地北側の市道佐陀五反田線は3～9.5メートルで拡幅工事済みです。日陰の影響を受ける可能性のある農地の所有者、耕作者の同意も1名を除き確認しております。実行組合の同意も確認しております。隣接農地はありません。土地改良区は脱退済みです。農地区分は集団農地であり、第1種農地に該当します。国道県道の沿道の区域に設置される流通業務施設については例外的に転用が認められております。転用については問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

関本農業委員

この案件について確認したいのですが、元請会社は令和元年9月に造成中に淀江の農地3カ所に残土を山積みにした事例があります。この造成は令和3年9月に終わっているんですが、米子市の開発はすでに農振除外が成立しているので転用申請が出たということだろう

と思いますが、本来造成があれば建築確認申請が必要になると思いますが、事務局、そこはどうなっていますか。

事務局（馬野主事）

工事完了届が出されますと、開発のほうで工事完了検査が行なわれ、その後に検査済み証の交付ですとか、工事完了公告という流れになります。米子市の開発担当に確認したところ、工事完了届を出す前に計画変更が決まり、計画変更がある以上は工事完了検査が行なえないので、工事完了届も出していない状態だということです。

関本農業委員

ということは、9月に造成工事が終わっているのに完了届を出していなかったということです。もともとこういう大きな変更をする腹積もりがあったということです。もともと、こんな大きな建物であれば敷地をもっと広げて計画しないといけない訳ですね。そうでないと農振除外申請でもっと問題になっていたと思うんですね。法律的にはそうなんでしょうが。もう一つ気になっているのは、地権者の一人の同意がとれていないということです。農業委員会事務局としてこの方と接触を持ちましたか。

事務局（馬野主事）

農業委員会事務局としては接触しておりません。

関本農業委員

農業委員さんはどうですか。

長澤推進委員

接触しておりません。

関本農業委員

そうするとですね、実行組合とか自治会の同意をとってるということですが、この方は米子市の住民ですよ。地元の自治会は淀江です。この一名の同意がないということを隣接耕作者の同意書についての状況報告書というのを知事あてに出されているわけです。その本文を読めば業者は自分の言い分はこうだからこれでいいんだというような文書になっているわけです。本人さん会ってくれないから。我々はやっぱり農業者の立場に立って物事をしなければいけない。ここで一つ問題なのは、この一名の方が農業委員会としてどういう意味で同意しないのかももう一度確認してあげるべきじゃないかと思うわけです。今日、私が提案するのは、このまま許可するかしないかではなくて、この案件は今ここで採決しなくてももう一度我々農業委員なり事務局なりが面接し話を聞いて考えるべきじゃないかと。いったん留保として、この方意見を皆さんが聞いて判断することが必要だと私は提案します。

森中推進委員

事務局の説明を。県に照会してと説明がありましたね。県と相談してこの議案を提案したと言われましたね。違う。

事務局（馬野主事）

大きな案件ですので、県と協議というか相談はしております。

森中推進委員

県と協議した内容をもう少し詳しく話して説明されたほうが良いと思いますがどうですか。

事務局（日浦事務局長）

県の局長さんを交えて、この案件について内容を共有させていただきました。今回そろえるべき資料はどういったものが適切か、日照
図、あるいは補償の具体的なもの、事業者が日陰になると認識している旨の確認をさせていただき、それに則した資料集めをさせていただいたというのが背景です。

森中推進委員

委員は先ほど同意書がないということを含めて説明されたでしょう。それを含めてもう少し詳しく説明したほうが良いと思いますがどうですか。

事務局（日浦事務局長）

一名の方の同意が得られていないというのは理由書に書いてあるとおりにんですが、先ほど関本委員がおっしゃったように面会もしておりませんし、どうしたものかということから一律の補償額を定めてですね、申し出があったらこの補償額ですといった概要でまとめたのが今回の内容で、直接出会って話を聞くということはありません。

議長（田邊会長）

今、事務局と委員さんの方から意見、説明がありました。他に皆さんの意見があれば出していただきたい。

能登路推進委員

今、大きな議案で当初の計画を大幅に変更するという議案が上がってきているんですが、分からないのが、春分の日と秋分の日の午前8時のデータが出てますが、これがどこから出たデータなのか。補償についても一律〇〇と聞いたが、一律の意味が分からない。日陰の影響について、〇〇さんのところは同意がとれていないということだが、〇〇さんところも影響がかかっている。そこも補償の対象になっているのか。〇〇さんの土地は他の人が耕作している。その耕作者も同意していないと聞いている。その方も含めて、あらためて農業委員や担当課で話を聞いたほうがいいと思う。一人の同意がないことで事業が何年も停滞するのはどうかと思うので早急に対応したほうがいい。

事務局（日浦事務局長）

図面に関しては事業者に作成してもらっています。補償額については同意の出ている人との折り合いがついた金額と聞いています。〇〇さんの農地については、補償は不要と言われたので無いと聞いています。

森中推進委員

こういう協議については最終的に県が判断するという事で、県が許可するかどうかこの会の結果を意見具申するにあたって、最終的には県が判断するという事です。そうすると県の判断がどうか重要になってくると思う。それを踏まえた説明を求めたいんです。補償の問題は大事だが、それ以前の問題としてここで上申する必要があるかどうかが一番大事。それがないといつまでたっても結論は出ないと思う。そのことについて事務局はどう考えるか。

事務局（日浦事務局長）

今日お示しした資料を作成するために県と協議してきた訳ですけども、事務局の説明が足りないということであれば、考えなければい

けないと思います。今回準備したのは理由書ですとか、設計図面ですとか、日照のこととか補償の内容とかになりますが、県と協議したのはこれでいいだろうではなく、こういう資料を揃えますという協議でございます。不足していたかもしれませんが、そういった資料を準備したというのが、事務局の作業と認識しております。

議長（田邊会長）

事務局と県がどういった資料を準備したら許可できますといった打ち合わせはできていないのか。

日事務局（日浦事務局長）

これがあれば絶対許可できるというものではなく、日照図や補償に関して具体的な資料を用意するという協議で、本日、提示させてもらっています。

米澤推進委員

〇〇さんにもっと誠意をもって説明すべきではないか。

議長（田邊会長）

私が聞いているのは誰が行っても話を聞いてもらえないということだが、地元の委員さんどうですか。

関本農業委員

ちょっといいですか。工務店なり業者が入っている以上、技術的な問題はクリアしていると思うんですよ。業者もプロですから、これでいけると思っています。〇〇さんの同意がない、他の方法で解決しますと言っている。なので、今回は、結論を留保して、我々が〇〇さんがなぜ反対しているのか話を聞いて判断するというのを私は提案します。

森中推進委員

もう一件聞きたいのは、〇〇さんは申立書を見る限り、同意しない理由は感情的なものだと私は思います。県と協議したときに申立書の内容について県の考えを聞いてますか。

事務局（日浦事務局長）

事務局としては、どういった資料を揃えて総会にかけるかということをお話をいたしました。

公本農業委員

私の意見ですけど、この件については、同意しない者がいるのにどうして審査できますか。ここで農業委員が説得しに行って、通ったら申請者に対する利益供与になるじゃないですか。こういった問題をクリアしてから申請するのが本筋だと思うんですよ。事務局については、我々が審議するうえで、より多くの資料を揃えて提供してくれるのが仕事だと思う。このまま朝までやっても結論は出ないと思う。なので私の結論は、同意されるよう説得してくださいで返すのがいいと思う。これは私の個人的意見です。

議長（田邊会長）

誰が行っても会ってもらえないということですけど、誰がどういう対応するのか意見があれば。

高橋農業委員

これは申請業者が説得すべき問題で、農業委員や米子市が説得するとか、なぜその方向に持っていくんですか。あくまで申請業者が説得して同意をとるべきなんです。

関本農業委員

私が言いたいのは、賛成、反対をここで決める以外に、留保という方法があるということを提案してるわけです。

議長（田邊会長）

まずはいろんな人の意見を聞いて最終的に判断したいと思いますんで。

田中農業委員

この事業計画変更は、同意がなければ前に進まないんですか。

事務局（日浦事務局長）

隣接耕作者の同意については、必須項目ではございません。ただ同意がないということは重要だと考えます。賛成、反対、留保とは別に、こういった意見が出たという意見を付して進達する方法もあろうかと思えます。

田中農業委員

今回、この事業計画変更で面積が大きくなったということで同意しないということですが、高橋委員も先ほど言われたように事業者が説得して同意をとってくるのが本筋だと思うんですよ。それができないなら頓挫しても仕方ないと思います。公本委員も言われたように、あーだこーだ言ってもまとまらないので、申請書を業者に返すしかないと個人的には思います。

議長（田邊会長）

他に意見はありますか。

船越農業委員

この問題は難しいですが、我々農業委員は何を審査していくのかとなれば、転用に関連して、周辺で農業をやっている人に対する配慮といますか、問題があるかを考えていかないといけない。例えばこの案件。周辺農地を持っておられる方の条件が悪くなった。であれば、そこをクリアするようにやっていかなくてはいけない。なので、事業者は地権者の理解を得られるようにしてもらわないと我々も判断のしようがないと思います。

議長（田邊会長）

色々な意見が出ましたけども、再度、事業者から説得してもらうのか、このまま、出た意見を付して県に進達するのか、決を採らせてもらっていいですか。そうしますと、同意の取れていない人と再度話し合いをしてもらって、それからもう一度出してもらうという方に賛成の方、挙手願います。

～挙手多数～

そうするとほとんどの手が上がりましたので、もう一度、申請者に話し合いの場を持ってくださいということで、返します。会ってもらえないということもあるかもしれませんが、最終的には申請者に総会に来てもらって説明してもらおうということもあるかもしれません。

事務局（日浦事務局長）

そうしますと、県へは進達させていただきたいので、業者と地権者と再度話し合いの場を設けていただきたいという意見でまとまりましたと進達させていただきます。

森中推進委員

今、まとめようとしたやり方は違うと思う。進達をする前に話し合いをしてもらうために保留ということで今、賛成の手が上がったんで、進達するかを含めて決を採るべきだと思う。

事務局（日浦事務局長）

法令上、一定期間内に進達する必要があるということで、進達させていただきたいと考えた次第でございます。

森中推進委員

だから、それを含めて進達するということが議長としてまとめるということだと思いますよ。

議長（田邊会長）

それでは、保留ということでまとまると県へは進達するようお願いいたします。よろしいですか。

そうしますと続きまして、9ページ、議案第3号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、10ページ、番号28の彦名町から番号30の彦名町について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

公本農業委員

28番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、申請者（妻）の母の土地を借りて農家住宅を計画したものです。6月26日に、ここは1種農地ですので、公本委員、竹中委員と事務局で現地確認を行いました。造成計画について、最高55センチの盛土造成を行います。擁壁等について、コンクリートブロック高さ20センチを3～4段設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、隣接地には住宅があり、申請地は集落を形成しているところの一部にあたり、集団農地を分断する恐れはないと思われしますので、ご審議よろしくをお願いします。

田口推進委員

29番と30番の議案については、関連していますのでまとめて説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、29番は一般住宅、30番は29番の一般住宅にかかる法面を計画したものです。申請地の隣接地は、昨年10月に転用の許可がおりており、現在建築中の場所です。7月2日に公本委員と、現地確認を行いました。

まず、29番の一般住宅ですが、造成計画は、最高96センチの盛土造成を行います。擁壁等として、L型擁壁高さ140センチを設置します。雨水の排水について、敷地内溜枿から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。

続いて30番の法面についてですが、これは29番の住宅敷地の土羽打ち部分のことであり、雨水は地下浸透、汚水は発生しません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号31から11ページ番号33の安倍について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

31番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、隣接地にある薬局の拡張で、駐車場を計画したものです。6月25日に大縄委員と、現地確認を行いました。造成計画は、30～40センチの盛土造成を行います。擁壁等として、L型擁壁高さ60センチを設置します。雨水の排水について、申請地内に設置するU字溝を經由し既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地は譲渡人の農地のみです。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

続いて32番と33番の議案について隣接しておりますので、まとめて説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、32番は申請地から道路を挟んだ向かいにある安倍公民館の駐車場を計画したものです。33番は農家住宅及び進入路を計画したものです。6月25日に大縄委員と現地確認を行いました。

まず、32番の被害防除計画ですが、造成はせず現状のまま利用します。擁壁等について、コンクリートブロック高さ20センチを2段設置します。雨水の排水について、地下浸透、及び自然流下後、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。続いて、33番の被害防除計画について、15センチ程度の盛土造成を行います。擁壁等について、コンクリートブロック高さ20センチを2～3段設置します。雨水の排水について、進入路に雨水排水管を埋設し、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、〇〇〇-〇は水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。〇〇〇-〇、〇〇〇-〇は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号34の上福原について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

船越農業委員

34番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、譲受人の本社移転で、社屋と倉庫の建築を計画したものです。現在、両三柳に本社がありますが、本社とは別の場所において工事部やアルミ建材

事業部が分散業務しており、業務に支障をきたすこともあり統合する必要性が生じていること、当初は38名であった従業員が101名へ増えていること、既存の本社敷地内に大型トラックの待機スペースがなく前面道路に待機している状況となっていることが、本社移転及び農地転用申請をするとなった経緯とのことでした。画面のとおり、現在は使われていないパチンコ店の跡地を利用する計画で、事業計画地の約3分の2は現況が宅地の部分です。ただ、それでも敷地が足りないということで、農地6筆合計4590平方メートルをあわせて農地転用するものです。6月26日に、田邊会長、中本代理、影嶋委員、小西委員、事務局2名と私の7名で現地確認を行いました。造成計画について、60～90センチの盛土造成を行います。擁壁等として、L型擁壁高さ80～140センチを設置します。雨水の排水について、敷地内に浸透枿を7か所設置し、浸透しきれなかった量だけ、北側の市道の側溝へ流れる計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

田中農業委員

参考までに、宅地部分を含めて、総面積はちなみにどれぐらいですか。

事務局（石田主任）

総事業面積は約1.3ヘクタール。その内3分の1弱が農地転用面積ということになります。

議長（田邊会長）

他にございますか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、12ページ、番号35の兼久について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田子農業委員

35番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅と進入路を計画したものです。今回の申請地も含めて3区画分の住宅建築の計画があり、うち2件は今年の5月総会にて審議済となっており、今回は残りの1区画の申請となります。6月30日に大塚委員と、現地確認を行いました。造成計画について、47センチ程度の盛土造成を行います。擁壁等について、L型擁壁高さ70センチを設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、四ヶ村堰土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号36の高島について審議します。この案件は、私の担当地域の案件で、私が担当委員として説明したいと思いますので、議長を会長職務代理に変わってもらいたいと思いますがよろしいでしょうか。

ではお願いします。

議長（中本会長職務代理）

では、私、会長職務代理が議長を務めさせていただきます。

番号36の高島について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田邊農業委員

36番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場を計画したものです。7月5日に森中委員と、現地確認を行いました。造成計画について、10センチ～70センチの盛土造成を行います。擁壁として、土留めブロック高さ60センチ×幅60センチ×長さ180センチを設置します。雨水の排水は、地下浸透及び路面勾配を設置し既設道路側溝へ流します。汚水は、発生しません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。ただこの転用農地の間に他の農地があります。ここは、今回転用する農地を通らないと行けませんので、転用する農地の一部をその進入路として常時通ってもいいという覚書を交わしてもらわないと、許可できませんよと伝えてあります。それを条件としておりますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

以上で田邊会長と代わってもらいたいと思いますがよろしいでしょうか。

議長（田邊会長）

続きまして、13ページ番号37の尾高について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

尾坂推進委員

37番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。6月23日に 中本委員と、地権者と3人で現地確認を行いました。造成計画として、草刈りと整地を行います。擁壁として、高さ1.5メートルのフェンスを設置します。雨水の排水は、地下浸透及び自然流下後既存の土水路へ流します。汚水は発生しません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、水利組合の同意を確認しています。土地改良区の該当はありません。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号38の淀江町佐陀から14ページ番号40淀江町中間について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願い

します。

長澤推進委員

38番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、共同住宅を計画したものです。7月2日に富田委員と、現地確認を行いました。造成計画について、37センチ～87センチの盛土造成を行います。擁壁として、コンクリートブロック20センチ×2段～3段及びフェンス高さ80センチを設置します。雨水の排水は、敷地内溜桝に集水後既設道路側溝へ流します。汚水の排水は、公共下水道へ流します。実行組合の同意を確認しています。隣接農地はありません。土地改良区の該当はありません。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

39番、40番は合わせて一つの事業計画ですので、まとめて説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。7月2日に富田委員と、現地確認を行いました。造成計画として、草刈りと整地を行います。擁壁として、高さ1.2メートルのフェンスを設置します。雨水の排水は、地下浸透です。汚水は、発生しません。〇〇〇-〇の農地については、隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しています。土地改良区の該当はありません。〇〇〇-〇の農地については、一名を除く隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しています。同意のない一名については同意に代わる経過報告書の提出があります。土地改良区の該当はありません。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

富田農業委員

淀江の農業委員の富田が少し補足説明させていただきます。隣接耕作者の一名の同意がないということで、この案件は6月の総会に出る予定だったんですが、隣接耕作者の一名の同意がないということで、話をするように言って、先月は取り下げてもらったんですが、その後、そのかたと連絡がとれなかったということで、今月議案に上がってきています。私も、耕作者の一人のところに行って、現地にも行って、話をさせてもらって、もし、今月、通ったときは、境界や工事に係るときに声をかけてほしいということをおっしゃいました。もし、意見や質問がある時は、委員や事務局に連絡するよう伝えましたが、その後連絡はないようですので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、15ページ、議案第4号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、所有権移転各筆明細について、18ページ番号7-1から番号7-3までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。番号7-1から番号7-3は、所有者の希望により農地を買い受けるものです。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、21ページ、農地中間管理機構との貸借について、番号7-1から番号7-5までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。こちらの議案は以前の申込用紙で提出されたものです。21ページ番号7-1から7-5は近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。以上ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、24ページ、議案第5号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、25ページ番号1から27ページ番号19までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

25ページ番号1から27ページ番号19は近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて報告事項に移ります。

事務局から報告してください。

事務局（日浦事務局長）

報告いたします。

30ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、1件を受理しています。

31ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

次に、32ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、5件を受理しています。

次に、33ページから34ページの非農地現況証明について、9件を証明しています。

次に、35ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、1件を回答しています。

次に、36ページから38ページの農地転用現況確認書交付について、9件を交付しています。

次に、39ページから40ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、3件報告を受けています。報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（日浦事務局長）

7月～8月の総会につきましては、7月20日（木）午後1時半から任命式。午後2時～米子市役所4階401会議室第1回臨時総会
会長選挙等

7月21日（金）午前10時～米子市役所第2庁舎2階第1会議室 農地利用最適化推進委員選考委員会

7月31日（月）午後1時30分～米子市役所4階401会議室 第2回臨時総会 農地利用最適化推進委員委嘱等及び研修会

8月10日（木）午後1時30分～米子市役所4階401会議室 8月定例会

7月の農地相談会予定 7月の農地相談はありません。

7月分の活動実績報告書の提出期限については、8月4日（金）までにご提出いただきますと助かります。

私からは以上です。

議長（田邊会長）

そういたしますと、これを持ちまして、第4回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後 3 時 3 5 分